

## コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ダイヤ高齢社会研究財団(以下、「財団」という。)の倫理規程の理念に則り、法令等遵守(コンプライアンス)の推進のための基本事項を定め、もって健全かつ適切な研究活動、業務運営の確保に資することを目的とする。

(基本方針)

第2条 財団の役員および職員(以下、「役職員」という。)は、前条の倫理規程の内容を真摯に受け止め、研究活動、業務運営の遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(経営管理)

第3条 理事長、常務理事、および役職員はコンプライアンスを最重要課題と位置づけ、これに取り組む。

(責任体制)

第4条 財団のコンプライアンスに関わる主な役割・権限は以下とする。

### 1. 役割

コンプライアンスに関する推進、対策の最高責任者は理事長とし、統括責任者は常務理事とする。コンプライアンス推進責任者は事務局長とする。

### 2. 報告

必要に応じ、最高責任者、統括責任者は評議員会、理事会にコンプライアンスの状況を報告する。

### 3. 統括責任者、コンプライアンス推進責任者

統括責任者はコンプライアンスに関する全般を所管する。コンプライアンス推進責任者はコンプライアンス推進に関わる運営を所管する。

(コンプライアンス統括責任者、および、推進責任者の役割)

第5条 コンプライアンス統括責任者は、必要に応じ最高責任者に、財団のコンプライアンスの状況について報告し、場合により最高責任者と協議する。主な役割・権限は以下のとおり。

ア. コンプライアンス施策の実施の統括責任者

イ. コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者

ウ. コンプライアンス委員会の委員長

2. コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス推進全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。

3. コンプライアンス推進責任者の役割・権限は以下のとおりとする。

- ア. コンプライアンス施策の実施およびモニタリング
- イ. コンプライアンス違反の内外からの通報窓口責任者
- ウ. コンプライアンス推進会議の議長
- エ. コンプライアンス委員会の運営

(コンプライアンス委員会)

第6条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの推進、不正防止計画の策定と推進、不正発覚時の調査、その他のコンプライアンスに関する機関として設置する。

- ア. コンプライアンス基本方針の策定と公表
  - イ. コンプライアンス施策や教育の推進方針等の検討
  - ウ. コンプライアンス施策や内部監査実施状況のモニタリング
  - エ. 不正事案発生時の調査、または、調査委員会との連携による実態解明
  - オ. コンプライアンス違反事案についての分析・検討
  - カ. コンプライアンス違反再発防止策の策定
  - キ. 調査結果に基づく懲戒処分案の検討
  - ク. その他、最高責任者、委員長、コンプライアンス推進責任者、委員が諮問した事項
2. コンプライアンス委員会は、常務理事を委員長、事務局長をコンプライアンス推進責任者とし、研究部長、企画調査部長を委員として構成する。その他、必要に応じて委員を構成できる。
3. コンプライアンス委員会事務局は、事務局に設置する。

(コンプライアンス委員会の開催)

第7条 コンプライアンス委員会は、委員長の招集により、定期的を開催する。

- 2. 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集できる。

(報告・連絡・相談ルート)

第8条 役職員は、コンプライアンス違反行為またはそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス推進責任者に報告する。研究費の不正使用、研究活動における不正についての内・外からの通報に関しては、別に定める。

- 2. コンプライアンス推進責任者は、前項の報告または通報等でコンプライアンス違反行為またはおそれがある行為を知ったときは、直ちにその事実を統括責任者に報告する。統括責任者は事実関係の調査および今後の対応方針を検討するための指示をする。なお、研究費の不正使用、研究不正に関する調査については別に定める。
- 3. 役職員は、コンプライアンス推進責任者を經由することができないときは、最高責任者または統括責任者に直接、第1報の報告ができる。

(通報者の保護)

第9条 当財団は、通報者に対し、通報行為および通報に基づく調査への協力を理由に、人事、給与、研究、教育上のいかなる不利益な取り扱いをしてはならない。

(コンプライアンス推進会議)

第10条 役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行うため、原則、毎月1回「コンプライアンス推進会議」を開催する。役職員は、やむを得ない場合を除き、参加しなければならない。

(内部監査)

第11条 コンプライアンス推進責任者は、定期的に内部監査を実施し、その状況を最高責任者、統括責任者、コンプライアンス委員会へ報告する。

(改廃)

第12条 この規程の重要事項の改廃は、理事会の協議を経て理事長の決裁により行ない、通常事項の改廃は、理事長の決裁により行う。

附則

本規程は、平成26年4月1日から施行する。

平成27年4月1日改正